

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和二年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称 (氏名)	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
有限会社幸野石油店	江田島市能美町鹿川四七八六番地の七	令和二年九月一〇日